

「ATCエイジレスセンター及び大阪環境産業振興センター
(おおさかATCグリーンエコプラザ) 運営業務委託」公募型プロポーザル募集要項

1. 件名

ATCエイジレスセンター及び大阪環境産業振興センター（おおさかATCグリーンエコプラザ）運営業務委託

2. 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

「ATCエイジレスセンター」と「大阪環境産業振興センター（おおさかATCグリーンエコプラザ）」の運営を通じ、超高齢社会が到来する中、今後の成長が期待される「介護・福祉・健康分野」と「環境・エネルギー分野」の企業等に対し、関連製品・技術・サービスの展示場所やビジネス情報を提供することで、同分野の産業の育成・振興を図ることを目的とする。

また、「大阪環境産業振興センター（おおさかATCグリーンエコプラザ）」では3Rや地球温暖化問題についてのビジネスソリューションの提案に加えて企業のCSRの取組等を紹介し、企業の環境対策を支援することで、地球温暖化問題への対応や循環型社会づくりに貢献する。

今般、その目的を達成するため、受託者がもつ幅広い知識と経験、専門性を活用するため、広く企画提案を募集する。

(2) 業務内容

具体的内容については別紙「ATCエイジレスセンター及び大阪環境産業振興センター（おおさかATCグリーンエコプラザ）運営業務委託業務説明資料（以下「業務説明資料」という。）」を参照のこと。

(3) 契約上限額

下記6記載の説明会にて提示予定

(4) 契約期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

(5) 履行場所

本業務の拠点については、ATCエイジレスセンター及び大阪環境産業振興センター（おおさかATCグリーンエコプラザ）（大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビル ITM棟11F）とする。但し、業務内容によってはこの限りでない。

(6) 費用分担

受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとする。

3. 参加資格等

プロポーザル参加者（以下、「参加者」という）は次に掲げるすべての項目に該当すること。

- (ア) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (イ) 直近1カ年において、本店所在地の市町村税（東京都の場合は特別区税・都税）を完納していること。
- (ウ) 企画提案時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- (エ) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- (オ) 適切な情報セキュリティ・ポリシー及び情報管理体制が整備されていること。
- (カ) 参加申込書類及び企画提案書類の提出時点において、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。
- (キ) 2つ以上の事業者が共同事業体を結成して申請する場合は、上記（ア）から（カ）の条件を満たす事業者同士の場合とし、かつ、以下の要件も満たさなければならない。
 - ① 構成員は、共同事業体の代表者となる事業者を決め、代表者は、全体の意思決定、管理運営等に全ての責任を持つこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業とすること。
 - ② 参加申込後における、代表者及び構成員の変更は原則として認めない。
 - ③ 代表者とならない構成員にあっては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。
 - ④ 参加申込時に共同事業体の協定書の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、構成員の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。
 - ⑤ 単独で応募した事業者は、共同事業体の構成員となることはできない。
 - ⑥ 各構成員は、複数の共同事業体の構成員となることはできない。
- (ク) 下記6記載の説明会に参加した事業者であること。ただし、共同事業体で参加申込をする場合においては、構成員のいずれかが説明会に参加したものであること。

4. 再委託について

- (ア) 受託者は業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託先に対して適切な指導、管理の下に業務を実施し、再委託先の業務遂行について全責任を負わなければならない。

また次に掲げるものを再委託に付することはできない。

- ・委託業務における総合的企画
- ・業務遂行管理
- ・業務の手法の決定及び技術的判断等

- (イ) 再委託先は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けているものであってはならない。

5. スケジュール

- ・公募開始 平成27年12月25日（金）
- ・説明会参加申込締切 平成28年1月17日（日）
- ・説明会及び施設見学 平成28年1月19日（火）

・質問受付期限	説明会終了後～平成28年1月22日（金）
・質問に対する回答	平成28年1月27日（水）（予定）
・参加申込及び企画提案関係書類の提出期限	平成28年2月12日（金）
・プレゼンテーション審査	平成28年2月17日（水）（予定）
・選定結果通知	平成28年2月下旬
・契約締結・事業開始	平成28年4月1日（予定）
・事業完了	平成29年3月31日

6. 説明会及び施設見学の開催

開催日時 平成28年1月19日（火）午後1時00分から15時00分まで（予定）

開催場所 A T C 輸入住宅促進センター セミナールーム2

（大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビルITM棟9階）

申込方法 10の提出先へE-mailにより参加申込し、送付後は提出先へ電話確認を行うこと。

※ E-mailによる提出の際は「件名」に「【参加：運営委託業務説明会】」と明記し、本文に参加代表者の氏名・役職・連絡先・参加人数を記載すること。

（1者あたり2名までとする。）

申込締切 平成28年1月17日（日）午後5時00分（必着）

7. 応募手続き等に関する事項

（1）質問の受付・回答

ア 受付期間

説明会及び施設見学終了後から平成28年1月22日（金）午後5時00分まで（必着）

イ 提出方法

別紙「質問書」（様式1）に記載のうえ、E-mailのみにより10の提出先へ提出すること。送付後は提出先へ電話確認を行うこと。

※ E-mailによる提出の際は「件名」に「【質問：運営業務委託について】」と明記すること。

※ E-mail以外での質問は一切受け付けない。

ウ 回答

受け付けた質問事項に対する回答は、平成28年1月27日（水）（予定）に全参加者にE-mailにて回答する。

（2）参加申込書類及び企画提案書類の提出

ア 参加申込書類

【単独法人】

（ア）公募型プロポーザル参加申請書（様式2-1）

（イ）公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書（様式4）

（ウ）事業概要（パンフレット等事業者の業務内容が分かるもの）

（エ）登記簿謄本又は登記事項全部証明書（その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約）【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】

（オ）直近1ヵ年分の本店所在地の市町村民税並びに固定資産税・都市計画税の納税証明書【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】

ただし、会社設立1年未満のため納税証明書が発行されない等の場合は、その旨を記載した理由書（様式自由）

（カ）直近1ヵ年の財務状況のわかる書類（貸借対照表、損益計算書など）（写し）

※（オ）は、「未納の額が無いことがわかるもの」であること。

【共同事業体】

（ア）公募型プロポーザル参加申請書（様式2-2）

（イ）共同事業体届出書兼委任状（様式3）

（ウ）公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書（様式4）

（エ）事業概要（パンフレット等事業者の業務内容が分かるもの）

（オ）登記簿謄本又は登記事項全部証明書（その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約）【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】

（カ）直近1ヵ年分の本店所在地の市町村民税並びに固定資産税・都市計画税の納税証明書【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】

ただし、会社設立1年未満のため納税証明書が発行されない等の場合は、その旨を記載した理由書（様式自由）

（キ）直近1ヵ年の財務状況のわかる書類（貸借対照表、損益計算書など）（写し）

（ク）共同事業体協定書（写し）

※（ウ）～（キ）は、構成員となるすべての事業者について提出すること。

※（カ）は、「未納の額が無いことがわかるもの」であること。

イ 企画提案書類

（ア）企画提案書（表紙）（様式5-1または様式5-2）

（イ）業務提案書

- ・様式は自由とし、A4版両面10枚までとする。
- ・業務説明資料に定める提案事項1～7について、提案事項ごとに具体的に記載すること。

（ウ）全体スケジュール表

- ・様式は自由とし、A4版片面1枚までとする。
- ・業務全体のスケジュールを記載すること。

（エ）統括管理者の経歴及び実績調書（様式6）

（オ）人材確保概要調書

- ・様式は自由とし、A4版片面1枚までとする。
- ・人員を確保できる根拠又は強みを記載すること。（ネットワークや手法等）

（カ）参考見積（様式7）

（キ）プレゼンテーションに使用するパワーポイントデータ（任意）

ウ 提出部数

参加申込提出書類：各1部

企画提案提出書類：正本：1部（記名・代表者印を押印したもの）

副本：5部

※提出資料（ア）から（キ）を記載順に並べ、通しページ番号を付け、

1部ごとにクリップ止めをすること。

エ 提出期限

平成28年2月12日（金）午後5時00分まで（必着）

オ 提出方法

提出期限までに10の提出先へ提出すること。持参のほか郵送での提出を可とするが、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によること。

イ（キ）については、同じく提出期限までにE-mailにより10の提出先へ提出すること

8. 選定に関する事項

選定については、運営者が選定委員会を開催して企画提案書類及びプレゼンテーションに基づき、以下の評価項目に照らして審査を行い、受託予定者を決定する。

選定は非公開とし、選定内容についての質問や異議は一切受け付けない。

(1) プレゼンテーション審査

ア 実施日（予定）

平成28年2月17日（水）

イ 実施場所

アジア太平洋トレードセンター株式会社 役員会議室（予定）

（大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビルITM棟12階）

ウ 内容・方法等

- ・ 7（2）イの提出書類を使用し、企画提案（実施方針等）について口頭及びパワーポイントにて説明（プレゼンテーション）を行うこと。なお、資料の追加・変更は認めない。
- ・ 1者あたり30分程度（うち説明・質疑応答時間、各15分程度）
 - ※ 説明時間等については、変更する場合がある。
- ・ 参加者は、1者あたり3名以内とし、必ず統括管理者を含めること。
- ・ プレゼンテーション審査を欠席した場合は、選定から除外する。
- ・ プレゼンテーション審査の実施時間・場所など詳細については、別途通知する。

(2) 選定基準

評価項目	評価内容	配点	
事業実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・統括管理者は業務を適切に監督し、実施するものが設定されているか ・統括管理者は経験や人脈等の資質を有し、本事業の実施に熱意をもって いるなど、適切に業務を実施するものが設定されているか ・健康・介護・福祉及び環境・エネルギー分野に関する専門知識やネットワ ーク等を活用できる体制となっているか 	20	
案内 内容 の有 効性 ・実 現性	出展者・来 場者の誘致	<ul style="list-style-type: none"> ・出展者や来場者の誘致促進に効果的な提案となっているか・本施設の知名 度向上につながる効果的なプロモーションや、HP・SNSを活用した効果的 な広報提案となっているか ・地域の支援機関等を効果・効率的に活用できる提案となっているか ・自社の強みを活かしたオリジナリティの要素が含まれた魅力的な提案とな っているか 	10
	セミナー・ イベントの 企画・実施	<ul style="list-style-type: none"> ・出展者や来場者、運営者のニーズを把握して、ターゲットに対して的確な 企画を実施できる提案となっているか ・定着化している現在のセミナー・イベントも活用しつつ、新たな顧客を開 拓できるような提案となっているか ・自社の強みやネットワークを活かした魅力的な提案となっているか 	10
	来場者対応	<ul style="list-style-type: none"> ・来場者に対して、質の高い製品・サービスの案内を提供し、出展者の出展 目的を達成できるような提案となっているか ・来場者の満足度を高める一方、効率化を図ることも視野に入れた提案とな っているか ・見学のリピーターを獲得できるような魅力的な提案となっているか 	10
	展示物管理	<ul style="list-style-type: none"> ・リピーターを含む来場者が新たな発見や学習が出来る魅力的な展示になる ような提案となっているか。 ・出展者が満足するような展示方法の提案や、維持管理手法の提案となっ ているか。 	10
	出展者への 情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・来場者と出展者を繋ぐ仕組みを提案できているか ・出展メリットを生み出すようなフィードバック方法を提案できているか 	10
	館内運営と 運営者との 協働	<ul style="list-style-type: none"> ・業務責任が明確化されており、効率的な運営体制となっているか ・フロアスタッフを含めた研修プログラムを設定するなど、自社内で研鑽す る提案となっているか ・運営者と協働し、施設魅力が向上するような運営提案となっているか 	10
	独自提案	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな発想でマーケティング活動を行い、施設魅力が向上するような提案 となっているか ・効率的・効果的に施設を活用した新たな提案となっているか。 	10
事業費及び積算根 拠などの妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・経費見積額は、提案業務内容に対して適正な金額か ・提案業務内容と経費の内容に整合性が認められるか 	10	
合 計		100	

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 参加資格を有しない者が提案を行うこと。
- イ 同一参加者が複数の提案を行うこと。
- ウ 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- エ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。
- オ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- カ 企画提案書等に虚偽の記載を行うこと。
- キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。
- ク 提出された企画提案書等が次のいずれかに該当する場合
 - (ア) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
 - (イ) 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの
 - (ウ) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ケ プレゼンテーションを欠席すること。
- コ 見積書に記載の額が、6 記載の説明会にて提示の契約上限額を超えているもの

(4) 選定結果の通知及び公表

すべての参加者に対し、平成28年2月下旬に通知し、ホームページにて公表する。

9. その他

- (1) 本事業の委託契約は、運営者の事務局となっているアジア太平洋トレードセンター株式会社が契約当事者となる。
- (2) 本施設は、アジア太平洋トレードセンター株式会社と大阪市が共同で設置していることから、大阪市において関連予算が成立しない場合、本プロポーザルにかかる契約の締結は行わない。その場合、受託予定者において損害が生じても、アジア太平洋トレードセンター株式会社及び大阪市はその損害について、一切負担しない。
- (3) 企画提案書等の作成にかかる費用は、参加者の負担とする。
- (4) 採用された企画提案書等は、「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて情報公開の対象となる。
- (5) 提出された書類等は返却しない。
- (6) 提出された企画提案書等は、審査・受託者選定の用以外に参加者に無断で使用しない。（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く。）
- (7) 期限後の提出、差替え等は認めない。
- (8) 本プロポーザルは受託予定者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては、運営者と協議をしながら仕様の策定を行うので、必ずしも提案内容どおり実施するものではない。
- (9) 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- (10) 契約締結後、当該契約の履行期間中に受託者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約を解除することがある。
- (11) 受託予定者と契約を締結することができない事由が生じた場合は、企画提案審査において次

順位以下となった参加者のうち、合計点が上位であった者から順に契約交渉を行うことができるものとする。

- (12) 受託者は、平成28年4月1日から速やかに業務を開始できるように準備を進めること。またそれに係る費用はすべて受託者の負担とする。

10. 提出先、問合せ先

担当：アジア太平洋トレードセンター株式会社 公共サービス事業部（安田）

住所：〒559-0034

大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビルITM棟11階 A T Cエイジレスセンター事務所内

電話：06-6615-5651

FAX：06-6615-5240

E-mail propo@atc-co.com

※受付については、午前9時30分から午後5時までとし、月曜日・年末年始（平成27年12月28日～平成28年1月4日）を除く。